

ID: 33

担当部署: 企画総務部 企画政策課

処分の概要	インターネット接続サービスの形態変更の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例 第10条		
例 規 番 号	平成17年条例第17号		
【根拠条文】 (インターネット接続サービスの形態の変更) 第10条 インターネット加入者は、別表第1に定めるインターネット接続サービスの形態の変更の請求をすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日